

定額給付金・子育て応援特別手当のお知らせ

定額給付金を給付します

定額給付金は、景気が後退する中で、市民の皆さんへ生活支援を行うとともに、各世帯に広く給付し、地域経済の活性化につなげることを目的に給付するものです。

給付の対象となる方

平成21年2月1日現在に甲賀市の住民基本台帳に記録、または外国人登録原票に登録されている方（在留資格の状況により支給できない場合があります）

申請する方、受給する方

給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人については、各給付対象者）が申請し受給します。

給付額

給付対象者1人につき12,000円、ただし、基準日において65歳以上の人（昭和19年2月2日以前に生まれた人）及び18歳以下の人（平成2年2月2日以降に生まれた人）は、1人につき20,000円

申請及び給付方法

次のいずれかの方法により、申請、受給します。各世帯主及び外国人給付対象者に申請書を送付しますので必要事項を記入の上提出ください。

① 郵送申請方式

申請書に振込口座等を記入し、本人確認書類、銀行口座確認書類とともに返信用封筒にて郵送

口座振込により受給

② 窓口申請方式

申請書に振込口座等を記入し、窓口へ提出、必要事項を確認

口座振込により受給

❖①②によりがたい事由のある場合

③ 窓口現金受領方式

申請書に必要事項を記入し、窓口へ提出、必要事項を確認

後日申請者に交付決定通知を郵送

交付決定通知を窓口へ持参し受給

※申請受付後、約2～3週間で給付します。

申請書の送付時期

4月9日（木）～14日（火）
（郵便事情により前後する事があります。）

申請書受付期間

4月15日（水）から6か月間
※窓口申請受付は水口庁舎及び各支所で行いますが、日時、開設場所については申請書送付時にお知らせします。

問い合わせ

定額給付金推進室

☎62-19555 ☎62-2610
※電話の使用は4月2日からとなります

子育て応援特別手当を支給します

子育て応援特別手当は、厳しい経済情勢の中で、多子世帯の子育て負担に対する配慮として、手当を支給するものです。

支給の対象となる方

次の条件を全て満たす必要があります。

①平成21年2月1日現在に甲賀市の住民基本台帳に記録、ま

②世帯に3歳から18歳以下（平成2年4月2日から平成17年

たは外国人登録原票に登録されている方（在留資格の状況により支給できない場合があります）

4月1日の間に生まれた人）の子が2人以上おられる方

③②に該当する方の中で、3歳から5歳以下（平成14年4月2日から平成17年4月1日の間に生まれた人）で第二子以降の子

申請する方、受給する方

支給対象者の属する世帯の世帯主（外国人については、各給付対象者）が申請し受給します。

支給額

支給対象児童1人につき36,000円

申請及び支給方法

各世帯主及び外国人支給対象者に申請書を送付します。申請、支給の方法は定額給付金と同様です。

申請受付後、約2～3週間で支給します。

※定額給付金とは別に対象世帯に個別通知を送付します。

甲賀市議会議員一般選挙期日決まる

平成21年10月31日任期満了の甲賀市議会議員一般選挙の期日が決まりました。

選挙の期日(投票日) 平成21年10月18日(日)

選挙の告示日 平成21年10月11日(日)

問い合わせ
選挙管理委員会事務局 ☎ 65-0667 ☎ 63-4554

問い合わせ
社会福祉課 児童家庭支援担当
☎ 65-0705 ☎ 63-4085

申請書受付期間

4月15日（水）から6か月間

※窓口申請受付は水口庁舎及び各支所で行いますが、日時、開設場所については申請書送付時にお知らせします。

申請書の送付時期

4月9日（木）～14日（火）
（郵便事情により前後することがあります。）

定額給付金にからむ「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

定額給付金の給付をよそおった犯罪の発生が懸念されます。給付に関して、次のことにご注意ください。

- 市役所や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。
- 市役所や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。

●定額給付金の受付が始まるまでは、市役所や総務省などが市民の皆さんの世帯構成や銀行口座番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市役所や総務省（の職員）などをかたった電話がかかってきたら、迷わず最寄りの警察署または警察相談電話（#9110）や市役所生活環境課消費生活相談窓口（☎65-0685）にご連絡ください。

